

令和8年 築上町教育委員会（1月定例会）議事録

1. 日 時 令和8年1月22日（木） 午前10時開会
2. 場 所 築上町役場 議会委員会室
3. 出席委員 折本 美佐子 委員、小林 正尚 委員、
久保 ひろみ 教育長
4. 欠席委員 麥田 猛美 教育長職務代理者
5. 傍聴者 なし
6. 事務局出席者 則松 裕司 学校教育課長、種子 祐彦 生涯学習課長、
樽本 知也 教育施設整備室長、濱田 健太郎 学校教育課参事、
脇山 千賀子 生涯学習課参事、中原 寿浩 学校教育課課長補佐、
藤江 崇 教育施設整備室課長補佐、岡部 勇祐 学校教育係長、
野村 仁資 スポーツ振興係長、宮内 智久 指導主事、
寺門 東 指導主事、上原 泰 指導主事、木下 寿一郎 地域活動指導員

7. 会議内容

（1）開会

○教育長（久保 ひろみ君） それでは、定刻になりましたので、築上町教育委員会令和8年1月定例会を開会いたします。

委員の皆様方におかれましては、お忙しい中、定例会に御出席をいただきまして誠にありがとうございます。

本日は、報告事項が4件、議案が6件でございます。

それでは、本日の会議の議事録署名人を、会議規則第11条第2項の規定により、小林委員を議事録署名人に指名いたします。よろしく願いいたします。

委員の皆様方にお諮りします。

議案第7号県費負担教職員の服務上の措置については、個人情報が含まれておりますので、非公開で審議をしたいと思いますのですが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（久保 ひろみ君） 異議ないものと認めます。

なお、非公開案件につきましては、公開案件の終了後に審議をさせていただきます。

（2）前回議事録の承認

○教育長（久保 ひろみ君） では、2点目の前回議事録の承認でございます。事務局から願います。

○学校教育課長（則松 裕司君） 学校教育課、則松でございます。1月臨時会については既に御確認いただきましたので、ホームページにアップしております。

12月開催の12月定例会の議事録ですが、また今回もすみません、作成作業がちょっと遅れておりまして、業者に確認したところ作成中という報告を受けております。納品後、速やかに事務局で校正作業を行いまして、委員の皆様にはタブレットで確認をお願いして、次回の委員会で承認を求めたいと考えておりますので御理解のほどよろしくお願い致します。

それと、11月25日開催の11月定例会の議事録については、タブレットの共有フォルダにアップして確認をお願いしておりました。内容についてはいかがでしょうか。

○教育長（久保 ひろみ君） それでは、ただいま事務局から前回の議事録についての報告がございました。11月定例会の議事録については承認し、12月の定例会の議事録については事務局で校正後、速やかに委員の皆様には確認をお願いし、次回の委員会で承認を求めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（久保 ひろみ君） ありがとうございます。

（3）教育長報告

報告1 教育長会議報告ほか

○教育長（久保 ひろみ君） それでは、教育長報告です。

教育長の報告ですけれども、1月になりまして1月11日には、はたちの集いがコマレでございました。皆さん、御出席ありがとうございました。

それから12日には、ソピアで町制20周年記念式典がございました。本当にありがとうございました。多くの参会の方がおられまして、はたちの集いそして記念式典が無事に終わることができました、ありがとうございました。

それから、16日になりますけれども、京築中学校長会に出席いたしました。岡井前校長先生のお話し等がありまして、充実した研修会でもございました。

また、17日、京築社会教育主事等連絡協議会の30周年の記念の式典に出席させていただきました。社会教育関係者、学校の先生、そして行政の方、そして一般の方と多くの参加の中で

30周年の周年行事ができました。ここでは、元飯塚教育委員会の教育長である森本精造先生のお話がありまして、非常にこれもまた内容の濃い研修会でした。

1月後半はこれから人事の交流会議等々がありますが、また追従委員の皆様方にもお知らせをさせていただきたいと思っております。

明日からB&G全国サミットというのに町長と2人で出席をしてきます。またいろんな新しい情報が入ることと思いますので、提供させていただきたいと思います。

以上、教育報告ですが、教育長会議の分はフォルダにあります。事前にアップさせてもらっておりますので御覧になられて、不明の点がありましたら聞いていただけたらと思っております。

以上、教育長の報告は終わりたいと思います。質問はよろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

(4) 事務局報告

報告2 学校教育課報告

○教育長（久保 ひろみ君） それでは、続いて報告2、学校教育課報告について、事務局から報告をお願いします。

○学校教育課長（則松 裕司君） 学校教育課、則松でございます。今日、お手元にお配りしております築上町立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画についてです。この計画は11月の教育委員研修のときに県の担当から説明がありました教育職員の働き方改革を目的とした計画でございます。計画の素案がおおむねまとまりましたので、今回お知らせして、次回の教育委員会で正式なものを提案したいというふうに考えております。

計画のスケジュールですけど、今年度中にこの計画の策定を求められておりますので、今日提案した内容を事務局で精査して、2月の定例会に提案し、教育委員会で承認されましたら、2月下旬から3月開催予定の総合教育会議で報告したいというふうに考えております。

この計画の概要のみ説明したいと思います。1ページを御覧ください。

この計画の目標なんですけど、1ページの下の方、時間外在校等時間に関する目標——これ、残業ですね——の時間です。こちらの内容については、国が、11年度までにこの目標を達成しなさいということを示しているの、国が定めている内容と同じになっております。1か月の平均の残業時間が45時間以下の職員の割合を100%にする。それから1か月の平均の在校時間を30時間にするとか、年間360時間にするというのは、国の目標とあわせております。

それから、教職員の心の持ち方とか、ワーク・ライフ・バランス、働きがいに関する目標についても、こちらほとんど国に定められているものを参考に定めております。

数値については、築上町の直近の数値に基づいて、その数値を上回るような形で設定しております。

計画の期間については、来年度の令和8年度から11年度までの4年間。通常計画は5年とか3年になっているんですが、国の目標は令和11年度までにこの目標を達成するというところでございますので、今回の計画はちょっと変則的ではございますが、令和11年度までの4年間ということにしております。

取組の内容については教育職員が少し働き過ぎだということで、教育職員の仕事を3つに分類しまして、1つ目が「学校以外が担う業務」、それから「教育職員以外が積極的に参画すべき業務」、「教師の仕事だけど、負担軽減を促進すべき業務」の3つに分類しまして、全部で19項目、こういうことをしたら業務が見直せるんじゃないかということを決めております。この19項目についても、国が示した計画例を基に設定しておりまして、内容は築上町に合わせたものに変更しております。

全て説明するとちょっと時間もかかりますので、内容についてはお帰りいただいております。いただければというふうに考えております。

今後は、町内各学校の教育職員の在校時間等を把握して、達成していない学校等ありましたら、聞き取り、指導などを教育委員会のほうで行いまして、毎年度、築上町のホームページで公表するとともに、定例の教育委員会、総合教育会議で報告するということになっております。

説明については以上でございます。

○教育長（久保 ひろみ君） ただいまの学校教育課の報告について質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（久保 ひろみ君） よろしいですかね。働き方改革を進めていくということで、きちんとそこを把握しながら改善をしていくというところで、この計画を策定していきたいと思っておりますので、これは素案でございますので、お帰りになってお読みになられて、ちょっと不明な点とか、また、逆にこの辺はこうしたらいいのではないかとというようなところがありましたらお知らせいただければありがたいと思っております。

報告3 生涯学習課報告

○教育長（久保 ひろみ君） それでは、続いて報告3、生涯学習課報告です。事務局から報告をお願いします。

○生涯学習課長（種子 祐彦君） 生涯学習課、種子です。内容につきましては図書館の内容になりますので、参事の脇山のほうから詳細について報告させていただきます。

○生涯学習課参事（脇山 千賀子君） 生涯学習課図書館係の脇山でございます。図書館係からは1点報告がございます。資料は特に御用意しておりません。

図書館の利用促進及び子どもの読書活動の推進を目的として、令和2年度より小学校の新1年生に、毎年夏休み前に利用者カードと読書通帳を配布しております。今年度は図書館の移転に伴

いこの事業の実施時期を見合わせておりましたが、今月末に各小学校へ依頼をしまして、学校経由で保護者から申込用紙を提出いただき、図書館にて登録作業後、3月中旬に利用者カード及び読書通帳を児童に配布する予定です。配布後は、このカード及び読書通帳を活用していただき、図書館を利用していただきたいと考えております。

報告は以上でございます。

○教育長（久保 ひろみ君） ありがとうございます。

ただいまの報告3、生涯学習課の報告について御質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（久保 ひろみ君） この新1年というのは、今の1年生ということですね。

○生涯学習課参事（脇山 千賀子君） 事業実施時期が遅れましたので、現在の1年生ということになります。

○教育長（久保 ひろみ君） 次は早めに準備のほうよろしくお願いいたします。

報告4 指導主事報告

○教育長（久保 ひろみ君） それでは、続いて報告4、指導主事の報告です。事務局からお願いいたします。

○指導主事（上原 泰君） 学校教育課の上原でございます。生徒指導のフォルダをお開けください。私からは、月例報告とSNSのトラブルについて御説明させていただきたいと思っております。

まず、月例報告12月のファイルをお開けください。5つの資料をアップロードしておりますが、まず口頭で説明させていただきますが、今回の集計で一つ気になったのは小学校で器物損壊が報告されています。これは児童が感情をコントロールできずに、教卓を足で蹴ったために教卓が破損したということでございます。これまで指導を継続してまいりました児童であります、いろいろと今後のことも気にかけて、今回は被害届を警察に提出するとともに、関係機関の警察署と児童相談所と連携を図り、保護者も含めて話し合い、事実確認、説諭の場が行われております。そのため器物損壊が1件計上されております。

続きまして、いじめについては小学校で4件発生しておりますが、各学校で適切に本人、保護者等と話し合いを持ち、解決の方向に向かって対応していただいております。

次に、不登校関係でございます。まず、不登校兆候であります、新規で小学校が5名、中学校が4名ということです。また、不登校では、新規で小学校が3名ということで、若干増加している状況です。

関連しまして、あおぞら教室の今の利用状況でございますが、私も定期的に訪問して現状を把握させてもらっていますが、小学校が3名、中学校が3名という形で日によって人数等は異なりますが、6名前後の児童生徒が通室しています。いろいろな活動、学習等根気強く取り組みなが

ら、あおぞら教室で時間を過ごしています。保護者の方も送り迎えを行っていただいたり、中には自分で行きと帰り中学生によっては自転車で移動できるという生徒さんも見受けられるようになりました。子どもたちもその中で人間関係を形成して、居場所として充実して過ごしているようです。

以上が月例報告の内容でございました。

続きまして、SNSトラブルというフォルダの中を御覧ください。SNSトラブルの現状と対応について説明いたします。

御承知のとおり、報道等で全国的にSNS上における暴力行為等の動画の投稿拡散という問題が非常に深刻化しております。それを受けて、本町でもその対応について、各学校に啓発資料等を早期に配布して有効活用等をお願いしてはいたしましたが、残念ながら年明けに心配な案件が報告されています。

簡単に報告しますと、一つはT i k T o kで中学校の親しい生徒の間で小学校時代の卒業アルバムの写真を一部無断でアップしたということがございました。これについても警察とも連携を取りながら、校長のリーダーシップの下、保護者の協力も得て、学校で削除等対応していただき、再発防止に向けて情報モラル教育の徹底等、生徒指導委員会を中心に対応していただいております。私もその会議、打合せの場に参加して状況等については把握をしております。

さらに2つ目としては、子どものみならず大人の問題としてもSNSの利用が非常に盛んでございますが、教育関係者の中で通常のSNSの投稿を行っていたんですけども、アカウントが似た偽アカウントがつくられるということがありました。それも幸いに発見した関係者の情報提供により先生自身が気づかれて、SNSの会社それから警察、関係機関と、警察庁がQRコード等を配置したフロー図を活用して、相談窓口等緊急連絡先の資料を、本町では事前にお配りしておりましたので、早速その資料に基づいて校長の助言の下、当該の教員も対応しております。今のところ、明確な被害とか二次的な問題というのは発見されておりませんが、引き続き注意するよということと、教育公務員として日常生活の上でもSNSについてはアカウント等簡単に悪用されるということも起こっておりますので、注意喚起を引き続き行っているところでございます。

3つ目が、また残念なことがありました。これは冬休み明けの3連休のときに、仲のいい小中学生が家で遊んでいたのですが、暴れて、相撲を取っていたと。だんだん暑くなって防寒着を脱いだ、まだまだ暑いので本人も軽い気持ちで、周りもはやし立てて着衣を全て除いて相撲を取ったと。それを滑稽に感じた者がスマートフォンで撮影したと。それがグループLINEで上がっていることが子どもや保護者の指摘で分かり、早急に小中学校が連携して、警察とも連携して、動画を削除したということが報告されております。

今日午後から、教育事務所の校長研修会で、1月14日、文部科学省が全国教育長会議でSNSの暴力行為等動画の拡散等についての対応については緊急に要請を行ったことを受けて、校長にも対応の要請がなされる模様ですけれども、本町はすでにその資料を早急に学校のほうにお配りしています。5点あるんですが、緊急の確認、声を上げられる環境整備、毅然とした対応、投稿拡散への対応ということで示されておりますので、今までやってきたことも含めて再度取組を見直して強化していきたいと考えております。

今後としては、実態把握というものが求められるでしょうから、適切にアンケート調査等の内容を精査して、学校、保護者、児童生徒が協力していただき実態把握をし、対応していきたいと思っております。

長くなりましたが、私からは生徒指導関係、以上、報告を終わります。

○教育長（久保 ひろみ君） 指導主事、ほかにありますか。いいですか。

○学校教育課参事（濱田 健太郎君） 学校教育課の濱田でございます。御報告です。

先日、中村学園大学のほうで、九州情報化教育のセミナーが行われまして、本町から八津田小学校の有村教諭のほうが発表しております。この研修会につきましては、本町3回目の発表でございます。引き続きこういった発表の場が得られるように、学校とも連携しながらやっていきたいと思っております。

以上です。

○教育長（久保 ひろみ君） ありがとうございます。

ただいま報告4、指導主事等の報告がございましたが、御質問はありませんでしょうか。

まあ今回、ちょっとSNSにおける暴力ではないですけども、本町も同様な子どもたちによるSNSへのアップというか、そういう案件が発生しております。学校のほうで十分な指導、そして学校の保護者、児童への働きかけということで取組をしているところでございますが、何か御意見等ございませんか。小林委員、お願いします。

○委員（小林 正尚君） SNSの問題、今聞いたのも含めて、だんだん複雑化っていうか、手軽に生活と密着をだんだんさらにしてきてますので、その中で学校の教育の果たす役割も大きいと思いますので、また非常に大変だとこれ思いますけど、先手先手で指導のほうをしていくことは大切じゃないかなと思いますので、今後とも先生よろしくお願いします。ご苦労さまです。

○教育長（久保 ひろみ君） ありがとうございます。ほかに。折本委員、お願いします。

○委員（折本 美佐子君） 折本です。私も小林委員と同じで、お疲れさまです。

1つ質問なんですけど、当該者と保護者に対しては指導があると思うんですけども、それ以外の子どもたちや保護者に対しては、この事案の周知や、今後の再発防止の指導はどういう形で行うのでしょうか。

○教育長（久保 ひろみ君） それでは上原指導主事お願いいたします。

○指導主事（上原 泰君） 以前より、学校では保護者と学ぶ規範意識醸成事業というのがございまして、例えば、子どもとメディアとか、NPO法人のSNS等の適切な利用に係る教育講演会等を県の事業として各学校で開催しております。

その一方で、やっぱり子どもたちが、今、本町も同じように残念なことが起きていて、各学校も年間のいろいろな教科で横断的に情報モラル教育はカリキュラムで位置づけて取り組んでおります。

しかし、このように起きてしまうんで、今回、他府県の状況に報道され始めたことを契機にして、本町としては早めに文科省の情報モラル教育関係のポータルサイトのURL等整理した資料を各学校に配布し、緊急的なトラブルに直接関わった児童生徒並びに家庭だけの対応ではなくて、未然防止、早期発見、再発防止というところで、教員も人ごとではなくて自分の学校でも起きる、それから、家庭でもよそのお子さんのことではなくて我が子も加害者になり被害者になるかもしれないという危機感を持ってもらうために、新たに教材等の情報を提供してございまして、学校のスケジュールに合わせて取り組んでもらうようお願いしております。

それと、校長等情報共有した中であるのは、学校だより等でこの問題を家庭にお知らせして、保護者への協力、それから警察庁から出されている相談通報窓口のフローチャートがございまして、そういうものを情報提供していただいたり、それから学校によってはホームページのトップページにそのような資料を貼り付けていただいて、保護者の協力をより深くお願いするような形で対応しています。

今月27日に校長会もございまして、再度、本職からお願いしたいと思っております。

以上です。

○教育長（久保 ひろみ君） よろしいでしょうか。折本委員。

○委員（折本 美佐子君） はい、よく分かりました。その対応で私も賛成です。

やっぱり身近で起きているということは必ず伝えたほうがいいと思いましたが、その方法を学校だよりなどで伝えることによって、人ごとではないっていうか、自分の身近でも起きているということを知らせるっていうことは、やっぱりどんどん子どもたちの心も育っていく中で、親もまた意識して見てくれるんじゃないかと思っておりますので、どうぞ引き続きよろしく願いいたします。

○教育長（久保 ひろみ君） ありがとうございます。それでは、ほかにはよろしいですかね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

（5）議事

議案第2号 築上町立学校給食運営基金管理規則の一部を改正する規則の制定について

○教育長（久保 ひろみ君） では、議事に入ります。

資料は議案資料フォルダを御覧ください。

議案第2号築上町立学校給食運営基金管理規則の一部を改正する規則の制定についてを議題といたします。

では、事務局から説明をお願いします。

○学校教育係長（岡部 勇祐君） 学校教育課の岡部です。議案第2号築上町立学校給食運営基金管理規則の一部を改正する規則の制定について、御説明させていただきます。

議案第2号というフォルダの中の一番下の新旧対照表をお開きください。

この築上町立学校給食運営基金管理規則は、築上町立学校給食運営基金条例の管理運営に必要な事項を定めているものでございまして、対象事業は築上町立学校給食費一部助成事業となっております。

この事業でございしますが、築上町の小中学校の学校給食における賄材料費の一部を助成するために、再編関連訓練移転等交付金の交付を受けまして、平成31年3月に基金を造成しまして、同年4月から運用を開始しました築上町立学校給食運営基金を財源とした事業でありまして、令和元年から令和4年までは米にかかる費用、それから令和5年から今年度までは米に加え、パンと牛乳に係る費用を対象とした事業でございました。

ちなみに、築上町では令和4年の10月から学校給食を完全無償化としておりますが、財源としましては、先ほど申し上げた再編関連訓練移転等交付金の交付を受け造成した築上町立学校給食運営基金と、米、パン、牛乳以外の賄材料費につきましては物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を充当しておりました。ただ、この物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金は、次年度以降の継続が確約されたものではありませんし、委員の皆様も御存じのとおり、国が令和8年4月から給食費の無償化を公立小学校から段階的に進める方針を示しておりますが、現時点では公立中学校は国の無償化の対象ではございません。中学校の学校給食無償化を今後も継続するためには、本事業を対象とする必要があります。そのためには本規則第2条中のこの「一部」という文言を削りまして、賄材料費の「全て」を助成する事業とする必要がございますので、今回、規則の一部を改正するものでございます。御審議のほどよろしく願いいたします。

以上です。

○教育長（久保 ひろみ君） ただいま事務局から、議案第2号について説明がございました。

ここで委員の皆様から、御質問、御意見を受けたいと思います。どなたかございませんか。よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（久保 ひろみ君） それでは、御質問、御意見がないので、議案第2号について承認す

ることに異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（久保 ひろみ君） 異議なしと認めます。議案第2号築上町立学校給食運営基金管理規則の一部を改正する規則の制定については承認されました。

議案第3号 築上町立学校給食運営基金事業実施要綱の一部を改正する告示の制定について

○教育長（久保 ひろみ君） 続きまして、議案第3号築上町立学校給食運営基金事業実施要綱の一部を改正する告示の制定についてを議題といたします。

では、事務局から説明をお願いします。

○学校教育係長（岡部 勇祐君） 学校教育課、岡部でございます。議案第3号築上町立学校給食運営基金事業実施要綱の一部を改正する告示について、御説明させていただきます。

議案第3号でフォルダをお開きいただきまして、新旧対照表をお開きください。

この築上町立学校給食運営基金事業実施要綱は、築上町立学校給食運営基金条例施行規則第2条に規定する事業につきまして、基本的な事項を定めるものでございます。

改正点につきましては、第3条及び第4条の表中の「一部」という文言を削るものでありまして、改正理由につきましては、議案第2号で御説明させていただいた内容と同じ内容でございますので割愛させていただきます。

説明は以上です。御審議のほどよろしくお願いたします。

○教育長（久保 ひろみ君） ただいま事務局から、議案第3号について説明がございました。

ここで委員の皆様から、御質問、御意見を受けたいと思います。どなたかございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（久保 ひろみ君） それでは、御質問、御意見がないようですので、議案第3号について承認することに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（久保 ひろみ君） 異議なしと認めます。議案第3号築上町立学校給食運営基金事業実施要綱の一部を改正する告示の制定については承認されました。

議案第4号 築上町教育委員会の任命に係る会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則の制定について

○教育長（久保 ひろみ君） 続きまして、議案第4号築上町教育委員会の任命に係る会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則の制定についてを議題といたします。

では、事務局から説明をお願いいたします。

○学校教育係長（岡部 勇祐君） 学校教育課の岡部でございます。議案第4号築上町教育委員会の任命に係る会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則の制定について、御説明させていただきます。

新旧対照表をお開きください。

今回の改正理由でございますが、学校教員支援員については学校教員の負担軽減を図るために配置しておりまして、当初は学校教員の事務的支援や学級担任の目が行き届かない児童生徒への支援など、学校教員の働き方改革の推進も兼ねての配置としておりましたが、現状では、特別に支援を要する児童生徒の支援を主な業務としております。教員の支援というよりも、児童生徒への支援が主な業務となっておりますので、今回、第2条第21号の「学校教員支援員」を「特別支援教育支援員」に改めるものでございます。

また、学校教員支援員という職種につきましては、築上町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の別表第1、第3条関係にもうたわれておりますので、本日承認をいただきましたら、所管であります、総務課のほうに規則の改正依頼を予定しております。

説明は以上です。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○教育長（久保 ひろみ君） ただいま事務局から、議案第4号について説明がございました。

ここで委員の皆様から、御質問、御意見を受けたいと思います。どなたかございませんか。これは「学校教員支援員」を「特別支援教育支援員」に改めるものです。よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（久保 ひろみ君） それでは、御質問、御意見がないようですので、議案第4号について承認することに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（久保 ひろみ君） 異議なしと認めます。議案第4号築上町教育委員会の任命に係る会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則の制定については承認されました。

議案第5号 築上町第3子以降児童に係る副食費無料化事業実施要綱の一部を改正する告示の制定について

○教育長（久保 ひろみ君） 続きまして、議案第5号築上町第3子以降児童に係る副食費無料化事業実施要綱の一部を改正する告示の制定についてを議題とします。

では、事務局から説明をお願いします。

○学校教育係長（岡部 勇祐君） 学校教育課の岡部でございます。議案第5号築上町第3子以降児童に係る副食費無料化事業実施要綱の一部を改正する告示について、御説明させていただきます。

す。

新旧対照表をお開きいただきたいんですが、ちょっと見づらいので私のほうから説明させていただきます。

改正点1つ目です。これまで必要でありました役場内の各種手続における押印廃止に伴いまして、様式第1号内の保護者（申請者）と書いてある氏名欄の丸印表記を削除いたします。それから、様式第2号内の築上町長部分の丸印表記を削除いたします。それから、様式第3号内の申請者部分の丸印表記を削除いたします。それから、様式第4号内の築上町長部分の丸印表記を削除いたします。

続いて改正点2つ目です。従来の紙それからプラスチックの健康保険証が2025年の12月をもって利用が終了いたしまして、マイナ保険証または資格確認書となったことに伴いまして、様式第1号内の注意事項1の「世帯児童全員の健康保険証の写しを添付してください」という文言を「世帯児童全員の医療保険の資格情報の写しを添付してください」に改めるものでございます。

それから改正点3つ目です。和暦表記の削除です。様式第1号に表記されております令和元年の「令和元」を削るものであります。

説明は以上になります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○教育長（久保 ひろみ君） ただいま事務局から、議案第5号について説明がございました。

ここで委員の皆様から、御質問、御意見を受けたいと思います。どなたかございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（久保 ひろみ君） それでは、御質問、御意見がないようですので、議案第5号について承認することに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（久保 ひろみ君） 異議なしと認めます。議案第5号築上町第3子以降児童に係る副食費無料化事業実施要綱の一部を改正する告示の制定については承認されました。

議案第6号 築上町教育委員会後援等承認事務取扱要綱の制定について

○教育長（久保 ひろみ君） 続きまして、議案第6号築上町教育委員会後援等承認事務取扱要綱の制定についてを議題といたします。

では、事務局から説明をお願いします。

○学校教育係長（岡部 勇祐君） 学校教育課の岡部でございます。議案第6号築上町教育委員会後援等承認事務取扱要綱の制定について、御説明させていただきます。

こちらは新たに制定する要綱となっております。

教育委員会には、教育、文化、スポーツなどの振興を図ることを目的とした事業について、様々な団体から後援等の承認申請がございしますが、これまでこの承認事務に関する取扱要綱が制定されていなかったことから、承認申請のたびに課内での協議や審議が必要な状況でございました。

今回、この築上町教育委員会後援等承認事務取扱要綱を制定しまして、承認基準や手続方法等を明確に定めることによって、承認事務の適正な運用や行政の中立性を確保したいと考えております。

また、この後援等の承認につきましては、教育委員会のみならず築上町に対しても承認申請が行われておりますが、教育委員会と同様に築上町にもこの後援等承認事務取扱要綱というのが定められておりませんで、担当課である総務課も承認申請のたびに課内で協議や審査が必要な状況でございました。

そこで教育委員会同様、町の後援等承認事務取扱要綱も今後制定される予定になっておりますので、申し添えさせていただきます。

説明のほうは以上です。御審議のほどよろしく願いいたします。

○教育長（久保 ひろみ君） ただいま事務局から、議案第6号について説明がございました。

ここで、委員の皆様から、御質問、御意見を受けたいと思います。どなたかございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（久保 ひろみ君） それでは、御質問、御意見がないようですので、議案第6号について承認することに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（久保 ひろみ君） 異議なしと認めます。議案第6号築上町教育委員会後援等承認事務取扱要綱の制定については承認されました。

（7）連絡事項

○教育長（久保 ひろみ君） それでは連絡事項です。事務局からお願いします。

○学校教育課長（則松 裕司君） 学校教育課、則松でございます。連絡事項4点ございます。

まず1点目、令和7年度小中学校の卒業式の日程でございます。こちらは、前回の臨時会でもお知らせしておりまして、この後、委員協議会で出席の委員さんを取り決めたいと思いますのでよろしくをお願いします。

2点目、令和7年度京築地区市町村教育委員等研修会の案内でございます。こちら事前に出欠を取ってございまして、折本委員が御参加いただけるということでよろしくをお願いします。参加要項はお手元にお配りしておりますので御覧ください。

3点目が、令和8年度小中学校の入学式の日程でございます。小学校が4月10日、中学校が4月9日、いずれも10時からの開催予定でございます。

4点目、これも前回御案内しましたが、築上町国際交流事業報告会についてでございます。来月の2月9日から13日の間で、椎田中学校、築城中学校から希望し選抜された8名の生徒がグアムのホゼ・リオス校を訪問して国際交流を行います。その報告会を2月26日木曜日の2時10分から開催したいと思いますので、お時間の御都合がつけば御参加いただきますようお願いいたします。

それともう1点、総合教育会議を本日予定しておりましたが、ちょっと日にちが変更になりまして2月9日の9時から、また同じ会場で開催いたしますので御参加のほうよろしくお願ひします。

連絡事項は以上でございます。

○教育長（久保 ひろみ君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

（8）その他

○教育長（久保 ひろみ君） いいですかね。それでは、その他です。

○学校教育課長（則松 裕司君） その他ですが、次回の教育委員会の日程調整をこの後の委員協議会で行いたいと思いますのでよろしくお願ひします。

議案第7号 県費負担教職員の服務上の措置について【非公開】

（9）閉会

○教育長（久保 ひろみ君） それでは、これで、令和8年1月の定例会を閉会いたします。